

兵庫県公報

平成20年 1月25日 金曜日 第 1947 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 換地処分に伴う洲本市の区域内における字の区域変更（市町振興課）…………… 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等（社会援護課）…………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定等（同）…………… 4
- 生活保護法に基づく指定施術担当機関の指定等（同）…………… 7
- 貸金業法に基づく貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任（地域金融課）…………… 7
- 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 9
- 県営土地改良事業の換地処分（同）…………… 9
- 同 上（同）…………… 9
- 国土調査の指定（同）…………… 9
- 家畜伝染病の発生（畜産課）…………… 10
- 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）…………… 10
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）…………… 10
- 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課） …… 11

公 告

- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（まちづくり課）…………… 11

公安委員会規則

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 12

公布された法令のあらまし

●交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

- 1 長田警察署水笠交番の新設に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 長田警察署長田交番、上池田交番、長田東交番、御蔵交番、湊川大橋交番、大谷交番、平和台交番、新長田駅前交番、駒ヶ林交番及び野田交番の所管区域の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 川西警察署日生中央交番及び猪名川パークタウン交番の所管区域の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 4 町名の変更等に伴い、西宮警察署山口交番、宝塚警察署山本交番並びに明石警察署東二見交番及び西二見交番の所管区域並びに加古川警察署加古川駅前交番の位置について、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第 66 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、洲本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、洲本市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前				変 更 後	
大 字	字	地 番		大 字	字
鮎 屋	岸ノ下	116の1の一部	117の1の一部	鮎 屋	南ノ土井
		117の1の1の一部	117の2の一部		
	友 広	519		鮎 屋	中 田

上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成19年10月16日現在の地番である。

兵庫県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として指定したもの、同法第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当するものとして指定したもの、同法第50条の2の規定により、指定医療機関で名称等の変更及び廃止した旨の届出があったものは、次のとおりである。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定医療機関に指定したもの

名称	所在地	開設者	指定年月日
さかい内科・胃腸科	明石市大蔵谷字狩口181-8あおばビル2階	阪井俊介	平成19年10月1日
おりた耳鼻咽喉科医院	西宮市下大市東町25-5	医療法人社団おりた耳鼻咽喉科医院	同年9月1日
一幡クリニック	同 市東町1丁目4-3	馬場俊六	同年1月1日
ささやま歯科クリニック	同 市大屋町19番3号	医療法人社団ささやま歯科クリニック	平成19年11月1日
レディースクリニック Taya	伊丹市伊丹1丁目10番14号201-5	多養哲治	同
さくらんぼ薬局	豊岡市千代田町1-17	有限会社由良薬局	平成19年10月1日
山本歯科クリニック	宝塚市平井1-4-18ミキビル2F	山本信一	同年9月21日
もり歯科クリニック	同 市小林5-5-32ロイヤルハイツ1F	森健一	同年10月1日
長谷部皮膚科クリニック	川西市栄根2丁目6-32 Vビル3F	長谷部信成	同年11月1日
医療法人社団みどり会黒須内科クリニック	三田市中央町9-38ユマニティビル1階	医療法人社団みどり会	同年10月1日
黒瀬歯科クリニック	同 市駅前町1-38JR三田駅NKビル5F	黒瀬尚利	同
ふれあい薬局	朝来市和田山町東谷83-12	株式会社エクセル	平成19年10月3日
宍粟市夜間応急診療所	宍粟市山崎町船元34-1	宍粟市長	同 月1日
あんず薬局	加東市社96-1	有限会社あんず薬局	同 月1日
むらた眼科	美方郡香美町香住区若松540	村田吉弘	同 月10日

2 指定施術者に指定したもの

名称	所在地	施術者	指定年月日
椿接骨院	尼崎市長洲本通2丁目9-43	椿信隆	平成19年4月1日
たかやま鍼灸接骨院	同 市西昆陽1丁目1番27号	高山正弘	同年10月1日
大野整骨院	西宮市鳴尾町3丁目17-21コーポ鳴尾1階	大野雅由	同年9月13日

3 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの

名称	所在地	開設者	廃止年月日
おりた耳鼻咽喉科医院	西宮市下大市東町2-15	医療法人社団おりた耳鼻咽喉科医院	平成19年8月31日
一幡クリニック	同 市東町1丁目4-3	堀井高久	平成18年12月31日

中川医院	同 市甲子園浜田町2-9	中川幸子	平成19年9月7日
アオバ薬局プレラに しのみや店	同 市高松町4-8プレラにしのみや105 -2	チトセファーマシー株式 会社	同 年8月31日
あんず薬局	加東市社102-8	有限会社あんず薬局	同 年9月30日
紀洋会耳鼻咽喉科 診療所	篠山市東吹字行石ノ坪507番1	医療法人社団紀洋会	同 年10月14日

4 指定医療機関で再開した旨の届出のあったもの

名 称	所 在 地	開 設 者	再開年月日
養父市立南谷診療 所	養父市大屋町宮本42	養父市長	平成19年10月1日

5 指定医療機関で名称等の変更のあったもの

名 称	所 在 地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
半田外科病院	相生市旭3丁目2番18号	平成19年10月1日	事業所名	半田外科病院	医療法人社団天 馬会半田中央病 院
公立豊岡病院組 合立日高病院	豊岡市日高町岩中81番地	同	同上	公立豊岡病院組 合立日高病院	公立豊岡病院組 合立豊岡病院日 高医療センター
公立豊岡病院組 合立 出石病院	同 市出石町福住1300番地	同	同上	公立豊岡病院組 合立出石病院	公立豊岡病院組 合立豊岡病院出 石医療センター
公立豊岡病院組 合立和田山病院	朝来市和田山町竹田2021番地	同	同上	公立豊岡病院組 合立和田山病院	公立豊岡病院組 合立朝来和田山 医療センター
公立豊岡病院組 合立梁瀬病院	同 市山東町矢名瀬町900番地1	同	同上	公立豊岡病院組 合立梁瀬病院	公立豊岡病院組 合立朝来梁瀬医 療センター
武田歯科	加東市下滝野631-3	平成19年9月27日	同上	武田歯科診療所	武田歯科
武田歯科	同 上	同	行政による住居表示の 変更	加東郡滝野町下 滝野631-3	加東市下滝野63 1-3
フラワー薬局猪名川 店	川辺郡猪名川町白金2-1イオン猪名川 ショッピングセンター3F	平成19年9月22日	所在地	川辺郡猪名川町 白金2-1ジャス コ猪名川店3F	川辺郡猪名川町 白金2-1イオン 猪名川ショッピ ングセンター3F

兵庫県告示第 68 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関として指定したもの及び同法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関で名称等の変更、廃止した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定介護機関に指定したもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	サービス種類 (居宅介護・施設 介護等)	指定年月日	サービス種類 (介護予防)	指定年月日
ヘルパーステーション たんぼぼ	尼崎市南武庫之荘3丁目16番19号	有限会社たんぼぼ	尼崎市南武庫之荘3丁目16番19号			介護予防訪問介護	平成19年9月1日
太多福介護センター	同 市南七松町1丁目3-1シティハイツ七松101	株式会社太多福	同 市西灘波町2丁目18番2号	訪問介護・居宅介護 支援	平成19年10月1日	介護予防訪問介護	同 年10月1日
ケアステーション・あ すなる	同 市崇徳院1丁目27番地	有限会社あすなる	同 市崇徳院1丁目27番地			介護予防訪問介護	同 年7月1日
子トセ薬局出展敷店	同 市宮内町1-7-16 1F	クラブ株式会社	東京都千代田区麹町5丁目1番地	居宅療養管理指導	平成19年9月1日	介護予防居宅療養管理指導	同 年9月1日
福祉用具貸与事業所 「街の友」	同 市枕瀬北新町2丁目1-1 2階	医療法人皓源会	尼崎市枕瀬本町2丁目17番13号	福祉用具貸与	同 年10月1日	介護予防福祉用具貸与	同 年10月1日
立花整形外科居宅介護 支援事業所	明石市大蔵谷狩口181-8あおばビル2F	医療法人社団立花 整形外科	神戸市垂水区神阪台2丁目3-15	居宅介護支援	同		
朝霧リハビリセンター	同上	同上	同上	通所介護	同	介護予防通所介護	平成19年10月1日
在宅介護ヘルプス テーションたんぼぼ	明石市大町石町1丁目9-26コーポタカハマ202	合同会社ほほえみ	神戸市東灘区御影山手3-32	訪問介護	同	介護予防訪問介護	同
洲本特別養護老人 ホームラガール	洲本市中川原町安坂 字居屋敷986番地	社会福祉法人弘道 会	洲本市中川原町安坂 字居屋敷986番地			介護予防短期入所生活介護	平成19年9月18日
ラガールデイサービス センター	同上	同上	同上			介護予防通所介護	同
洲本居宅サービス事業 所ラガール	洲本市中川原町安坂 字家ノ前983	同上	同上	訪問入浴介護	平成19年9月18日	介護予防訪問介護・ 介護予防訪問入浴介護	同
ロジケアあしや	芦屋市業平町6番34-202号	株式会社ロジケア	芦屋市業平町6番34-202号	訪問介護	同 年10月5日	介護予防訪問介護	平成19年10月5日
合資会社ケアスタッフ サービス	伊丹市西台2-5-27	合資会社ケアスタッ フサービス	伊丹市西台2-5-27			介護予防訪問介護	同 年9月13日
レディースクリニック Taya	同 市伊丹1丁目10番14号201-5	多養哲治	同 市昆陽池1丁目51-301	居宅療養管理指導	平成19年11月1日		
にしがき豊岡若松町 デイサービスセンター	豊岡市若松町11番3号	株式会社にしがき	京都府京丹后市大宮町口大野88番地	通所介護	同 年8月1日	介護予防通所介護	平成19年8月1日
にしがき豊岡若松町 認知症対応型デイ サービスセンター	同上	同上	同上	認知症対応型通所 介護	同	介護予防認知症対応 型通所介護	同
ヘルパーステーション じけまち	加古川市加古川町寺 家町177-15	社会福祉法人駒どり	神戸市長田区二葉町5-1-1-101	訪問介護	平成19年4月1日	介護予防訪問介護	平成19年4月1日
じけまち介護相談室	同上	同上	同上	居宅介護支援	同		

森クリニック	宝塚市伊予志3-2-30	医療法人社団オーロラ会	宝塚市伊予志3-2-30			介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション	平成19年10月1日
株式会社トータル介護サービスふたば	同 市御殿山2丁目31-1	株式会社トータル介護サービスふたば	同 市御殿山2丁目31-1	訪問介護	平成19年10月1日	介護予防訪問介護	同
松下電工エイジフリー介護チェーン川西	川西市小戸2-2-22	株式会社三葉ケアサービス	川西市小戸2丁目2-22	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	同 年9月1日	介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成19年9月1日
貴志ひまわり薬局	三田市貴志80-1	有限会社リパティ	神戸市西区池上2丁目30-1	居宅療養管理指導	同 年7月1日	介護予防居宅療養管理指導	同 年7月1日
医療法人社団前橋内科循環器科医院	同 市貴志字下田79-1	医療法人社団前橋内科循環器科医院	三田市貴志字下田79-1	居宅療養管理指導	同 年9月7日		
ほっと介護・さかい	篠山市大野281	有限会社酒井工務店	篠山市大野281番地			介護予防訪問介護	平成19年9月4日
有限会社酒井工務店	同上	同上	同上			介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	同
河上整形外科デイサービスセンター	淡路市志筑新島6-27	医療法人社団河上整形外科	淡路市志筑新島6-27	通所介護	平成19年10月1日	介護予防通所介護	平成19年10月1日
新温泉町国民健康保険八田診療所	美方郡新温泉町千谷32-3	新温泉町長	美方郡新温泉町浜坂2673番地の1	訪問看護	同		

2 指定介護機関で廃止した旨の届出のあったもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	廃止年月日	サービス種類
チトセ薬局出屋敷店	尼崎市宮内町1-7-16 1F	チトセファーマシー株式会社	平成19年8月31日	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
福祉用具貸与事業所「街の友」	同 市杭瀬本町2丁目21-9	医療法人朗源会	同 年9月30日	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定非営利活動法人真心ケアサポート	西宮市森下町5番26-510号	特定非営利活動法人真心ケアサポート	同 月18日	居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護
ウエルシア打出薬局	芦屋市打出小棧12-8	タキヤ株式会社	平成19年8月21日	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
じけまち介護相談室	加古川市加古川町寺家町2-357	社会福祉法人駒どり	同 年3月31日	居宅介護支援
ヘルパーステーションじけまち	同上	同上	同	訪問介護・介護予防訪問介護
株式会社協業メディカルサービス	川西市小戸2-2-22	株式会社協業メディカルサービス	平成19年8月31日	福祉用具貸与・福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
ほのほのデイサービスセンター	淡路市志筑新島6-27	有限会社ほすたあ	同 年5月31日	通所介護・介護予防通所介護

3 指定介護機関で名称等の変更があったもの

名称	所在地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
アイリスケアセンター 武庫之荘	尼崎市武庫之荘東1丁目23番11号	平成19年4月1日	事業所名	アイリスケアセンター武庫之荘	ニデイケアセンター武庫之荘
公立豊岡病院組合立 出石病院	豊岡市出石町福住1300番地	同年10月1日	事業所名	公立豊岡病院組合立出石病院	公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター
医療法人社団土筆記念 厚生会介護支援事業所	篠山市宇土355-1	平成18年7月1日	事業所名	医療法人社団土筆記念厚生会介護支援事業所	医療法人社団土筆記念厚生会つくし介護支援事業所

兵庫県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当するものとして指定したものと及び同法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定医療機関で廃止した旨の届出があったものは、次のとおりである。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施術者に指定したもの

名称	所在地	施術者	指定年月日
エデン鍼灸整骨院	尼崎市杭瀬本町2-12-20	森本晃弘	平成19年10月1日
さかしたマッサージ治療院	同 市常松1丁目36-8 高野マンション2F	高田昌信	同
太寺整骨院	明石市太寺大野町269 4-7	武川喜美子	平成19年9月1日
エナジー整骨院	西宮市津田町5-10-1 11	白井宏樹	同 月28日
牟田接骨院	川西市東多田1丁目6 -24	牟田毅	平成19年10月15日
ゆき整骨院	加西市下宮木町547- 1	大前幸征	同 月1日

2 指定施術機関で廃止した旨の届出があったもの

名称	所在地	施術者	辞退年月日
牟田接骨院	川西市鼓が滝1丁目28-4	牟田毅	平成8年4月30日

兵庫県告示第70号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第12条の3第10項の規定により、内閣総理大臣が指定するものに貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとしたので、次のとおり告示する。

なお、平成16年兵庫県告示第351号（貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任）は、平成20年1月25日限り、廃止する。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定機関の名称
日本貸金業協会
- 2 主たる事務所の所在地
東京都港区高輪3丁目19番15号
- 3 指定機関に研修事務を行わせることとした日
平成20年1月25日

兵庫県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区鳴川工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年1月25日から同年2月14日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区東畑工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年1月25日から同年2月14日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区萩原北工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年1月25日から同年2月14日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区北僧尾工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年1月25日から同年2月14日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年12月27日県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）クリエイティブ・ハイランド北はりま地区比延1工区の換地処分をした。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年12月27日県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）クリエイティブ・ハイランド北はりま地区比延2工区の換地処分をした。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第77号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区門前	平成20年1月から 同年5月まで

兵庫県告示第78号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 3頭
4 発生場所	多可郡多可町
5 発生年月日	平成20年1月7日
6 その他参考となるべき事項	ELISA検査により発見

兵庫県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年1月25日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年1月25日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 養父朝来線	養父市畑字城ノ下タ19番6から 同市大坪字ヒマグリ238番1まで	旧	11.0から 41.0まで	253.0	
		新	12.0から 41.0まで	234.0	

兵庫県告示第80号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社ライフ・ネオ
代表者氏名 塚本勝則
事務所所在地 神戸市灘区稗原町2-2-27
免許番号 兵庫県知事(1)第010987号
免許年月日 平成17年6月17日

2 処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第81号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成20年1月25日から適用する。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中17から20までを18から21までとし、16の次に次のように加える。

17 パーキング・メーター管理運用業務委託契約及びパーキング・チケット発給設備管理運用業務委託契約
本文中21の次に次のように加える。

22 動物運送業務委託契約

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急西宮ガーデンズ
所在地 西宮市高松町100番ほか

2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

(1) 商業施設開業に伴う自動車交通量の増加を極力少なくし、渋滞、騒音等環境負荷を軽減するため、公共交通利用促進策を具体的に示すこと。また、オープン後は交通処理について検証し、必要な対策について協議すること。

(2) 「快適な市民生活の確保に関する条例」の遵守

ア 本市では、市の全域において、午後10時から午前6時までの間に、公共の場所で迷惑となるような花火をすることを、条例で禁止している。花火を販売する事業者は、条例で夜間花火が制限されていることについて、花火の購入者に対し周知を図ること。

イ 空き缶等の発生の原因となる飲料缶を販売する事業者は、販売する場所に空き缶等を回収するための容器を設置し、空き缶等が散乱しないように、当該容器を適正に管理すること。

(3) 騒音・振動に関し、商業宣伝目的の拡声器の使用、BGMの放送については兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」第61条に規定する制限を守ること。また、イベント開催や広場等における一般人の楽器演奏歌唱等で近隣住民からの苦情が出ないよう対策をとること。

3 同法第8条第2項の規定により尼崎市から述べられた意見の概要

上武庫橋東側周辺的生活道路に来退店車輛が進入しないよう、具体的な広域誘導を図ること。さらに、渋

滞が生じた場合については、速やかに必要な対策を講じること。

4 意見の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年1月25日から1月間

公安委員会規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月25日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第1号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県長田警察署の部長田交番の項中「池田広町」を「池田惣町 池田広町 池田宮町」に、「西山町3、4丁目」を「西山町1丁目から4丁目まで」に改め、同部上池田交番の項中「池田上町（観音山公園）池田経町」を「池田経町 池田塩町」に改め、「西山町1、2丁目」を削り、同部長田東交番の項中「神戸市道中央幹線以北」を「市道中央幹線以北」に、「五番町1丁目から7丁目まで」を「五番町1丁目から8丁目まで」に、「四番町1丁目から7丁目まで 六番町1丁目から7丁目まで」を「四番町1丁目から8丁目まで 六番町1丁目から8丁目まで」に改め、同部御蔵交番の項中「一番町2丁目から5丁目まで 梅ヶ香町1、2丁目 大道通1丁目から5丁目まで 神楽町1丁目から3丁目まで 川西通1丁目から5丁目まで」を「一番町2丁目から5丁目まで」に、「神戸市道中央幹線以北」を「市道中央幹線以北」に、「北町2、3丁目 五番町8丁目」を「北町2、3丁目」に、「蓮池町（神戸市民球場東側道路以西を除く。） 蓮宮通1丁目から5丁目まで 細田町1丁目から4丁目まで 御蔵通1丁目から7丁目まで 御船通1丁目から5丁目まで 四番町8丁目 六番町8丁目」を「御蔵通1丁目から7丁目まで」に改め、同部湊川大橋交番の項中「荻藻島町1丁目から3丁目まで 荻藻通1丁目から7丁目まで 西尻池町1丁目から5丁目まで」を「梅ヶ香町1、2丁目 荻藻島町1丁目から3丁目まで 荻藻通1丁目から7丁目まで」に改め、同部大谷交番の項所管区域の欄を次のように改める。

長田区のうち

池田上町 大谷町1丁目から3丁目まで 五位ノ池町1丁目から4丁目まで 庄山町1丁目から4丁目まで 蓮池町 蓮宮通1丁目から6丁目まで 御船通1丁目から5丁目まで 山下町1丁目から4丁目まで

別表第1兵庫県長田警察署の部平和台交番の項中「庄山町4丁目 高取山町」を「高取山町」に改め、同部新長田駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

長田区のうち

大橋町1丁目から9丁目まで 神楽町6丁目の一部（1、2街区）
西尻池町1、2丁目 日吉町1丁目から4丁目まで 松野通1丁目の一部（1街区） 若松町1丁目から9丁目まで

別表第1兵庫県長田警察署の部新長田駅前交番の項の次に次のように加える。

水笠交番	長田区水笠通2丁目	長田区のうち 大道通1丁目から5丁目まで 御屋敷通1丁目から6丁目まで 神楽町1丁目から5丁目まで 神楽町6丁目(1、2街区を除く。) 川西通1丁目から5丁目まで 戸崎通1丁目から3丁目まで 西代通1丁目から4丁目まで 細田町1丁目から7丁目まで 松野通1丁目(1街区を除く。) 松野通2丁目から4丁目まで 水笠通1丁目から6丁目まで
------	-----------	--

別表第1兵庫県長田警察署の部駒ヶ林交番の項中「腕塚町1丁目から8丁目まで 久保町1丁目から8丁目まで」を「腕塚町1丁目から9丁目まで 久保町1丁目から9丁目まで」に、「駒ヶ林町1丁目から6丁目まで 駒ヶ林南町の一部(1街区(兼松油槽株式会社神戸油槽所と神戸インナー第4工業団地との境界線を海岸線に延長した線以東に限る。) 2街区)」を「駒ヶ林町1丁目から5丁目まで」に、「二葉町1丁目から8丁目まで」を「西尻池町3丁目から5丁目まで 二葉町1丁目から9丁目まで」に改め、同部野田交番の項中「腕塚町9、10丁目 大橋町8丁目から10丁目まで」を「腕塚町10丁目 大橋町10丁目」に、「久保町9、10丁目 駒ヶ林南町(1街区のうち兼松油槽株式会社神戸油槽所と神戸インナー第4工業団地との境界線を海岸線に延長した線以東及び2街区を除く。)」を「久保町10丁目 駒ヶ林町6丁目 駒ヶ林南町」に、「日吉町3丁目から6丁目まで 二葉町9、10丁目」を「日吉町5、6丁目 二葉町10丁目」に、「若松町8丁目から11丁目まで」を「若松町10、11丁目」に改め、同表兵庫県西宮警察署の部山口交番の項中「山口町船坂」を「山口町香花園 山口町船坂」に改め、同表兵庫県川西警察署の部日生中央交番の項中「松尾台1丁目から4丁目まで」を「原内馬場 松尾台1丁目から4丁目まで」に改め、同部猪名川パークタウン交番の項中「原内馬場 民田」を「民田」に改め、同表兵庫県宝塚警察署の部山本交番の項中「山手台東1、2丁目」を「山手台東1丁目から5丁目まで」に改め、同表兵庫県明石警察署の部東二見交番の項所管区域の欄を次のように改める。

<p>明石市のうち 二見町東二見 二見町西二見の一部(小池の南側堤防から今池、二見中学校、明石西高校及び更池の南端を経て市道二見150号線西端に延長した線以南) 二見町西二見駅前1丁目から4丁目まで 二見町南二見</p>
--

別表第1兵庫県明石警察署の部西二見交番の項中「県道二見加古川線」を「市道二見150号線」に改め、同表兵庫県加古川警察署の部加古川駅前交番の項位置の欄中「加古川町溝之口」を「加古川町篠原町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1兵庫県長田警察署の部の改正規定は、平成20年1月31日から施行する。